『COMPASS』創刊50号発刊記念・特別対談

柔整デジタル新化は止まらない！

＝電子請求を見据えて更に向こうへ！＝

広報・情報管理部

令和３年９月12日(日)都柔整会館会長室に於いて、本誌『コンパス』の創刊５０号 記念特集ということで、伊藤会長、三橋副会長、新井副会長の３名にお集まりいただき、コロナ禍で大きな影響を受けている会員への思いと共に、柔整業界の現在と近未来について様々な角度からの質問にお答えいただくという形で対談いただいた。

その中で、国のコロナ対策がそのまま施術現場と経済を直撃する会員への影響と対策についてや、業界改革の交渉と舞台裏等についても、具体的な事例を交え分かりやすくお話しを伺うことができた。

また、伊藤会長から「**開かれた公益社団柔整師会**」という会員目線を軸とした考えが、都柔整の施策決定の柱となっていることを直接お聞きすることもできた。是非、会員諸兄の接骨院と地域の柔整現場の現状、そして、柔整業界改革の影響と業界の将来像を重ね合わせながら、正副会長の発した言葉の意味を読み取っていただけたらと思う。また、文中に挿入した四角いコードについては「おしゃべりコンパス」という新企画を導入したものだ。併せてお楽しみいただけたらと思う。(→ P.4 を参照)

※文中の各自の発言では下記の通り敬称を省略した。
伊藤会長（**伊藤：**）、三橋副会長（**三橋：**）、
新井副会長（**新井：**）、吉田理事（**司会：**）

司会：本日はお忙しい中、本誌「コンパス～柔整羅針盤～（以降「コンパス」)」の創刊 50 号発刊記念の特別企画対談にお集まりいただきありがとうございます。それでは始めさせていただきます。伊藤会長、三橋副会長、新井副会長よろしくお願いします。

●創刊から 16 年を振り返って…

司会：まずはじめに、コンパスも創刊から50 号となり、早くも 16 年の歳月が経った訳ですが、率直なご感想をお願いします。

伊藤：創刊 50 号と聞くと、一つの区切りなのかなと思いますが、16 年も経ったと聞くと、本当にあっという間だったというのが正直な感想です。

コンパスは、日整の工藤会長が当会の会長に就任された年に、同時に私が広報部長に就任しまして、そのタイミングで創刊させました。実は、その工藤元会長が当会の広報部長に就任した時には、前広報誌の「トピック」を創刊させています。不思議な巡り合わせですね。

トピックが創刊した当時は、柔整業界ではまだ新聞形式の報告記事ばかりが掲載された広報誌が多い中で、業界の最新ニュースも掲載する形式を取り入れたことで業界全体からも大いに評価を受けていましたので、工藤元会長もコンパスの創刊を決定することにはかなり悩んでおられた様子でした。しかし、最終的にはトピックを廃刊させてでもコンパスを創刊させることを決断した訳で、今思えば当時が大きな変革の始まりだったということだと思います。

司会：なるほど。その当時も時代の流れや意識の変革によって広報誌を変えるという決断をしていた訳ですね。そして同時に、後に会長に就かれることになるお二人が、それぞれ広報部長に就任されたタイミングで新広報誌を創刊させていたとは何とも不思議な話です。そして、それらは後の「世代交代」を示唆していたということなんですね。

伊藤：まぁ、コンパスの創刊以前の理事者はかなり個性派揃いでしたが、工藤元会長就任時期には私も含めて理事者が多く入れ替わる時期でしたから、確実に世代交代という流れはあったと思います。

いつの時代でも「流れ」というものはあって、それに逆流しようとすると色々な意味で大変な軋轢が起こります。しかし、どこからか違う流れが自然と起こってくるものだと思います。流れの異なる水の一滴一滴は小さく弱くても、それらが集まって大きな力となるというのは間違いないと感じています。いま振り返って見れば、当時は正にそういった感じで、はっきりと目には見えない何か新しい力が動き始めていたんだろうと思っています。

司会：なるほど。では、コンパスはどのような意図で創刊されたのか？また、ここまでコンパスが果たしてきた役割等についてお聞きかせください。

伊藤述史 会長

伊藤：前広報誌トピックの最後の頃には、色々な新しい企画も始めてはいましたが、それでも当時、新しいスタイルでの広報誌の必要性は感じていました。

そして、コンパス創刊の時というのは、先ほど申し上げた通り、会長が代わり私が広報部長に就任したタイミングで、とにかく何かを変えていくという流れがありました。その時に私が編集長に指名したのが今の新井副会長で、彼がコンパス創刊の原案を作りました。それまでも何度も新しい企画を上に出しては蹴られるということを繰り返していましたが、その時にようやく機が熟したということだと思います。とにかく彼は諦めるということを知らない。できるまでやる。もちろん、同じことを同じ方法でただ繰り返しても上手くいかないので、視点を変え趣向を変えて何度でもやり続ける。よく見ると企画の中心軸にあるものはまったく同じ事だったりする訳です。めげないんですね。そして、やり過ぎたり失敗もします。それでも修正を繰り返しながら、やりたいことを実現していく訳です。立ち止まっているということがない。常に前へ前へと動きながら、時には右へ左へと障害物を避けながらでも進む。これが新たな広報部の流れとなり、都柔整の流れになってきたと思っています。それまでの柔整業界という

のは、「長いものに巻かれ、嵐は過ぎ去るまで待つ、敢えて強い者には逆らわず、変化することは伝統を守ることでは無い」と考えてしまうような傾向がありましたが、それでは大きな成長というのは起こせない。だから私は「**変えるべきものは躊躇(ちゅうちょ)なく変え、守るべきものは何としても守る**」を信条としています。そのための情報発信には、このコンパスはなくてはならない重要なアイテムとなっています。これからも、業界の危機的状況はまだしばらくの間続くと思いますが、会員目線で必要な情報を確実に発信していくためにも、コンパスを役立てていきたいと思っています。

司会：三橋副会長はどうですか？

三橋：私はコンパスの創刊当時は保険部長でしたから、コンパスの創刊当初から裏表紙の「**保険Q＆A**」の企画に参加させていただいています。

当時は、今よりも請求自体の縛りが厳しくない時代ではありましたが、昭和63年に個人契約制度が許されて以降、業界内での温度差や地域差に加え、保険者や審査会、厚生労働省（以降「厚労省」）という外部からの風当たりというのが強烈に増していった時期でもあり、会員間でも保険請求に関する最新の情報を欲している様子がありました。しかし、当時は保険請求についての知識や情報というのは、委託講習会等以外では自宅にいて得られる場は殆どありませんでした。前広報誌のトピックから徐々にこの企画が進められて、会員から寄せられる相談や周知すべき情報を保険部から発信していける企画ということで、あえて設問や回答も自ら作って周知するというそれまでにない方法で、広報誌に掲載する企画に積極的に参加したのを覚えています。

その後も、料金改定がある度に最新情報を会員に向けて通知しても、全体に広まるまでには結構時間がかかるものです。リアルタイムで話をすることには伝えるインパクトの強さはありますが、その場を過ぎると記憶がどんどん薄れていってしまいます。会から会員への通知資料も一度読むと処分されてしまい忘れ去られていく。そして、広報誌でも繰り返し周知の記事を掲載していますが、まだまだ同じ質問を何度も受けます。

ところが、色々な場面で直接質問を受けたその時に、「広報誌に載っているので読んで下さい」と言うと円滑に話が進む場合が多いんですね。記録が残されているということが広報誌の強みだと思います。

そしてコンパスですが、創刊してから16年も続いているということで、かなり感慨深いものがありますね。このコンパスの創刊当時、夜遅くまで理事室で一人残って作業をしていると、よく新井副会長（当時は広報部員）が制度や保険行政等についての質問をしてきて、「ここが問題じゃないの！」とか「どうして変えないの？」といった質問の嵐を真っ正面から投げ掛けてきたのでよく覚えています。ああいった熱血的な部分が会員へ情報を伝達する広報誌に注入されるようになったことは、業界としても大きな意味があったと思います。あれほどの熱量で調べなければ、平成21年に国が行なった事業仕分けの際に「**国民医療費の伸び率を上回る柔整療養費**」というレッテルを貼られて柔整業界が問題視され責められた時、その根拠となった厚労省の統計データの誤りを見つけ出すことなんてできなかったと思います。

あの時、まるでワイドショーのような乗りで柔整業界をやり玉にあげたデータの内容を見て、すぐに「絶対におかしい！有り得ない！」と自ら厚労省に毎日のように電話を入れ、柔整療養費データの洗い直しをして、最終的にその誤りを見つけてコンパスで「**実際には柔整療養費の伸び率が国民医療費の伸び率を上回ってはいなかった**」ということを明確なデータを基にしっかりと否定してみせた訳ですから。そのことで、それまで大人しいだけの存在に見られていた柔整業界が、殴られてもただ黙っているだけの存在ではないことを示す事ができました。その後、2019年に厚労省の統計データ改竄(かいざん)問題が世間を騒がせたことがありましたが、それよりも遙か10年も前にコンパスでは行政のデータに対する正しい対応方法を示していました。そして、国が示した統計を忖度(そんたく)したり、ただ有り難く頂戴するというのではなく、それが本当なのか否かを自ら確認し、間違っていたら公の場でしっかりと反論し否定するという強い組織に変われたのではないかと思います。それ以来、厚労省の対応も本当に変わりました。

そして、その後もコンパスが独自に調べ上げた数々の資料は、柔整業界がこれまで黙って見過ごしてきた多くの問題点に焦点を当てて切り込み、それまでほぼ定説化されてしまっていた“常識”の誤りを正すという役割をしてきたと思います。そうしたデータや資料を基にした主張を取り入れることが、柔整業界にとってもこの数年間に多くの改革を成し遂げた際の一助になったのは事実です。そして、16年経った今もコンパス巻頭特集の“**直球ど真ん中勝負**”はまったく変わりませんね（笑）

司会：確かにコンパスは他の広報誌とは温度差があると言われていますが、何がそんなに違うんでしょうか？コンパスの生みの親である新井副会長から説明して貰えますか？

新井：そうですね。自分で言うのも変ですが、確かにかなり違うと思います。というのは、コンパスを創刊させた理由が、それまでのものとは全く違う広報誌を作りたかったというのが原点にあるんです。

色々なイベントの報告記事は、行政や各支部から地域自治体に対して公益事業の内容やその量、質を示して今後の活動に役立てるためにも非常に重要ですが、実は単なる報告記事という結果だけでは面白くないというのが本音です。そういった事業をやっている真の理由や目的、その先にどんなことを実現させようとしているのかといった未来に向けた道筋みたいなものが、少しでもいいから見えるような記事が個人的にも読みたかったんです。結果の羅列ではなくて、そこまでの経緯とその先をつなぐもの。そして、最終的には柔整業界がもっと発展して柔道整復師が何倍も輝けるような方向に進むためには、何が必要なのかといった答えにつながる情報を教えて欲しいと思った訳です。要するに「知りたがり屋」ということです。それを誰かがやってくれるのかと思ってたんですが、ただ待っていても誰もやってくれないと解った。そして、じっとしていて出来ない事への愚痴ばかり言っていても何も変化は起こらない訳ですから、少しでも前に進むために自分でやることにしたということです。

そして、知りたいことを徹底的に調べていくと、さらに疑問が大きくなって、視点や角度を変えてさらに掘り下げていくという作業を繰り返す。そこで見えてきたことをまとめて書いた結果が、コンパスの巻頭特集になっていったということです。

司会：広報部では、「巻頭特集はどこかの専門業者に依頼して書いて貰っているんでしょ？」という質問を何度も受けますが、あの特集の発端は「知りたがり屋」だったということなんですね。

新井：ええ、まぁそういうことですね。と言うか、僕らが納得できる奥底の方まで掘り下げて調べて、熱い思いを込めた特集記事を書いてくれる業者さんなんてどこにもいませんよ。我々は自他ともに認める“**コダワリの塊**”ですからね。でも、こだわらなければ何も始まらないですし、前には進めないと思っています。進まなければ何も変えられない。

司会：それを16年も飽きずに続けていたら、他とはかなり違ったものになるということですね。

新井：まぁ、そうですかね。ただ、おかしいと感じたことを変えたくて、理想に近づけようと手を変え品を変えてやっているから続けられるというだけです。思い通りに進んでいれば、ずっと同じことをやらなくても良い訳ですから。それに言い過ぎてしまった時には、伊藤会長にあちこちでお詫びして貰ったりもしています。ご迷惑をおかけしてます。

伊藤：結果を出すまでずっと続けられるというのは、普通はやらないですよ。簡単そうだけど、副会長になってもまだ書き続けている。ゴールがどんどん先へ進んでいるんですよ。やっぱり変わってますね。(笑)

●東京オリパラ救護について

司会：さて話を少し変えますが、今回の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック（以降「オリパラ」）」は史上初めて世界規模のパンデミックの最中に中止とせずに１年間の延期、さらには無観客での開催という異例づくしの大会となりました。改めて参加に至る経緯や意義、そして今後の展望についてお聞かせいただければと思います。

伊藤：オリパラ開催に際して最も注目された感染防止対策に於いて、ウイルスが国内に持ち込まれてしまうのではという**“国民の安全”をどう守るのか**という視点と、来日される海外からの関係者やアスリート自身を競技会場や選手村をも含めた全施設内に於いて、新たに感染させてしまうことなく大会運営が可能なのかといった**“海外からの来訪者の安全”を守る**という真逆のベクトルから成る２つの安全への不安が叫ばれ、国内ではオリパラの開催自体に反対する声も多く上がっていたのは事実です。そうした中、政府及び東京都等の関係各位の懸命な努力によって８月８日にオリンピック、９月５日にはパラリンピックがそれぞれ無事に閉会を迎えることができました。結果的には入国時にコロナの症状が発症していなかったアスリート及び関係者の数名が入国後に発症し、隔離後に帰国となったとの報告があった以外は、感染防止策がほぼ完璧に機能したと言っても過言ではなかったように思います。

柔整業界では、公益社団法人日本柔道整復師会（以降「日整」）の直轄事業としてオリパラに参加をさせていただき、有楽町の東京スポーツスクエア内に新設された東京メディアセンター（以降「TMC」）に医療救護所を設置し、海外メディア関係者を中心に柔道整復施術を体験していただくなど、柔道整復の周知に繋げられたのではないかと思います。

そして、都柔整では開催３年前の準備段階から事業内容の提案等も含め、総務・企画部が中心となって都柔整会員の協力体制づくりから施設内の設計及び東京都との連携強化等の緻密な運営を行い、オリパラに関わる事業が実現した訳です。そして日本の国を挙げたこの祭典に“日本の伝統医療を継承する柔道整復師”としてお手伝いできたということを、非常に嬉しく思っております。

これは、会員の皆さんの協力がなければ絶対に実行できるものではありませんでした。会員の皆様には、心から御礼を述べたいと思っています。

司会：三橋副会長はいかがでしょうか。

三橋：実は、オリパラの前年に日本でラグビーのワールドカップ大会が開催されましたが、その際の活動がオリパラへの参加に大いに役立ちました。

我々の業界は、世界的な規模のイベントへの関わり方についてのノウハウを殆ど持っていませんでしたが、このラクビー・ワールドカップの際に主催組織や関係各所等に様々な働きかけを行い、その中心となる人物に色々なお話をさせていただき、多くの失敗の辛酸を舐めたことが、今回のオリパラ参加への交渉に活かされたという経緯があります。

というのも、今回のオリパラについても、大会運営の詳細な決定やその経緯に関わる情報というのは、すべて組織委員会内で決められていて、外側からはまったく関与できないというのが当たり前の世界でした。そこで、組織委員会等関係各所に様々なルートから働きかけをして、先ずは「我々にできることは何か」を企画提案し、主催都市である東京都や行政関係者を通じて委員会に話が通る道を作ることからはじめ、そこで諦めることなく何度も交渉を繰り返して、提案のうちの殆どを否定されながらも、ようやく了解をいただいたのが「**柔道整復術を世界に紹介する**」という形での活動で、どうにか TMC に医療救護所を設置できることになり、そこで都柔整会員に活動していただく形での参加が決定しました。

実は、偶然というか何というか、オリパラの武藤事務総長に就任前日というタイミングで工藤日整会長と一緒にお会いすることができ、準備していた「国民のために我々柔整師に何ができるのか？」という内容をお話させていただいたことがオリパラ参加へのスタートにつながりました。

今後も、特に国際活動或いはその他様々なイベントについては、自ら何もせずにただ待っているだけでは期待する結果に繋げられることはないと言って間違いないでしょう。

特に国際的な大きなイベントなどでは、繰り返し丁寧に関係各所に働きかけをして、我々が参加する目的については、「**我々柔整師・柔整業界が国のために、世界の人々に向けて何をしてあげられるのか**」といった**“利他”**の精神から提案して進めなければならないと思います。

ところが、結果を出したいという思いが強すぎると、交渉相手には「これをやらせて欲しい！」という**“利己”**的なものに映ってしまったら、ただ自分達の利益を欲しているだけだと捉えられてしまい、

良い結果には結びつかないということです。

司会：では、日整直轄のオリパラ事業のうち都柔整が担当したTMCの活動について、現場を直接指揮された新井副会長から、もう少し詳しいお話をお聞きしたいと思います。

新井：伊藤会長と三橋副会長が仰られた通り、オリパラに関しては大変な苦労の末に、ようやく医療救護所の設置運営という形で参加が決定した訳ですが、実はそこでの活動にはもう一つ別の意味も含まれていました。というのは、オリパラが東京で開催されることになれば、日本各地から多くの観戦目的の方々が東京に集まってきますが、さらに世界中からはその何十倍も多くの人が来日することが予想されました。そして、おそらくその殆どの人達は日本の伝統医療である【柔道整復】を知らない訳です。

そこで、この大きなイベントを日本人をも含め**【世界中の人々に柔整施術を広める機会にする】**という別の目的も、オリパラ参加には込められていたのです。そう言うと誤解されそうですので説明をしておきますが、三橋副会長が仰られた**“利他の精神”**から発したのではなく、ただ柔道整復術を広く宣伝したいというだけの**“利己”**的な意志だったという意味ではありません。

実は、柔道整復術を広めることこそが正に**“利他”**そのものだと考えているのです。「柔道整復術」は、インフラが整備されていない世界中の国々や地域に於いては、先端医療に匹敵するだけのポテンシャルを持った医療資源であることは、**故 亀山理事**が日整で懸命に努力された海外での活動によって既に証明されています。それをさらに伝え広め、続けていくことに大きな意味があったということです。

司会：オリパラに際して、海外からの来日観光客への宣伝という意味ではなく、モンゴル等の海外へ積極的に出向いて医療支援活動をしていたJAICAの話ともつながっているということですか？

新井：もちろんつながっています。これまで長年に亘って積み重ねられた多くの仲間の努力が、その時々の単発で消えてしまったのでは、せっかくの活動の意味がなくなってしまいます。**“柔道整復術の技術を世界に伝えつなげる”**という**未来に向けた我々の果てしない夢**は今も続いているんです。ただ、今回は海外へ出向くという大きな負担をすることなく活動ができたという点が大きく違いますが…。

そして、今回は当初の計画では競技者への救護活動を主とする「講道館」や「競技会場」、そして、海外からの観光者をも含めた多くの人々に柔道整復術という日本の伝統医療を紹介し、実際にそれを体験して貰うブースとして「都柔整会館」と有楽町に設置されたTMCといった都内の4ヵ所に活動の場を予定していました。

三橋 裕之 副会長

しかし、コロナのパンデミックによって無観客開催が決定し、海外どころか国内からの観光者も現場へ来ること自体がなくなり、競技会場ではさらに厳密な入場制限と感染対策を実施することもあって、競技施設での救護も限られてしまったため、実際に我々が大規模に活動できる場所は有楽町のＴＭＣの1か所だけになってしまいました。

このＴＭＣという施設は、オリンピック組織委員会が競技場の施設やその関連エリア内に設置するものではないのですが、開催都市である東京都がそれぞれの競技エリアとは別に、今後将来に向けた更なるインバウンドを期待して、日本の伝統や文化等をも紹介していくために設置した海外メディアのための活動拠点であり、オリパラ大会の様子と共にそれら多くの日本の多様性や情報を世界中に発信してもらうために準備された施設でした。

実際にこの施設での事業を展開するに当たって、東京都から柔整業界にも「柔道整復という日本の伝統医療を紹介して欲しい」という依頼があったのも事実で、双方の思いが完全に一致した正に願ったり叶ったりという施設だった訳です。

公益社団法人 東京都柔道整復師会 会館

また、当初の計画では東京都が世界へ「**多様性**」を表現し、その情報発信をするために用意していたプログラムにも参加し、福島での**原発事故からの復興**がオリパラのテーマでもあったことから「柔道整復応援プロジェクト」という企画を都柔整の狩野総務・企画部長が中心となって独自案を制作し、東京都に申請した結果、当会館の３階を使って外国人も含めて来館される方々に柔道整復を知っていただくための展示や柔道整復術の体験を行うことになっていました。そうした計画の拠点として、都柔整会館ビルの正面ガラス面にオリンピック・パラリンピックの二つの大きなエンブレムが設置されたのです。

しかし、先に述べた通り、コロナ禍ですべての計画を縮小することになり、残念ながら都柔整会館３階での活動は実現しませんでした。さらに我々が都柔整会員 300 名体制を構築していた医療救護班も 100 名ほどに縮小して活動を行うことになりました。

とはいえ、オリパラ参加を決定づけた裏付けには、これまで長年に亘って東京都と都柔整、都内各自治体と各支部間で幾重にも締結されている防災協定と、そこに基づいて毎年繰り返し実施されてきた会員の救護活動や防災訓練等への参加による実績があったことは疑いようのない事実です。

●ワクチン接種決定の裏側

司会：なるほど、オリパラ活動の実現には、常日頃から行政や各地域自治体との間で実施されている会員の公益活動が重要だったということですね。他にも、オリパラ関連で会員には詳細が伝えられていないことはありますか？

新井：そうですね、他にも色々ありますが、何と言っても今回のオリパラでの活動はコロナ禍という災害時での実戦活動ということでもあった訳なので、当会が受け持った「**現場からは絶対に感染者を出してはならない**」という強い使命感と大きなプレッシャーがありました。

しかし、それを実現する為にはＴＭＣで活動をする会員への**ワクチン接種**が必須だった訳ですが、当時、柔整師は早期ワクチン接種の対象とはなっていませんでした。しかし、そのままではオリパラの救護活動を安心して実施することができない状況だった訳です。

司会：確かに日常施術をする上でも、医師や看護師とは違って、我々柔道整復師へのワクチン接種はなかなか決定して貰えない状況が続いていて、どうしたら打破できるのかというモヤモヤがありましたね。

新井：そうなんです。しかし、オリンピックの開幕までの期限が迫っていましたから、活動開始日からワクチン接種に必要な日数を逆算して、活動を実施するか否かを決断しなければならない状況まできていました。そして、その段階でも政府による柔整師へのワクチン接種は実現されないままでした。

そこで、対応先を国から東京都に絞り、要望提出といった事務局レベルの通常の申し入れではなく、直接 **Top to Top** の交渉が必要だと判断し、小池都知事と伊藤会長との間で「**柔整師のワクチン接種**」についての直接面談を強い姿勢で申し入れた訳です。

その際に、各会員の施術所での日常施術の安全確保に加え、このオリパラ救護活動実施の是非を訴えたことで「**柔道整復師は準医療従事者**」として認めていただくことができ、警察と消防と一緒に早期ワクチン接種につながったというのが紛れもない事実なのです。

そうした事情もあり、当会ではオリパラの医療救護に参加する会員の接種を最優先させましたが、すぐ後からはオリパラ活動に参加されない会員に対しても、さらに会員の施術所のスタッフ、家族、当会の事務職員にもワクチン接種を実施しました。

ところが、一部の小ズルい請求代行業者は実際に

は何もしていないにも拘らず、東京都にワクチン接種を決定させたのは自分達だとばかりに自らのホームページで宣伝する一幕も見られ、その狡猾（こうかつ）さには呆れるばかりでした。とはいえ、逆に当会は東京都から正式に委託を受け、会員でない都内の柔整師（個人契約者）にまでも早期ワクチン接種の予約取りまとめを実現しました。このことは、当会が都内で唯一の公益活動を行う柔整師の団体として東京都からあらためて認められた形となったと同時に、**我々の思いは会員であるか否かに関係なく、柔道整復を利用する都内の全ての患者さん、都民を感染から守りたいという一心だった**ということの現れだったということです。これに対し、多くの個人契約柔道整復師からも感謝の手紙やメールを頂戴したこともご報告しておきたいと思います。

そして何はともあれ、柔道整復師への早期ワクチン接種を実現できたことは、会員のオリパラ活動への参加意欲にもつながり、その活動を通じて日本の伝統医療をコロナ禍であったとはいえ広く伝えることにもつながりました。そして、繰り返しになりますが、こうした活動を決定づけた裏付けは、これまで会員が各地域で行ってきた公益活動が横の糸、地域との信頼の絆が縦の糸として織り重なって編まれ実現した訳です。心から感謝申し上げます。

しかも、オリパラに於いて他の医療関係職種はどこも、こうした活動を実施できていない中で、日整の直轄事業として当会が活動できたことについては、非常に大きな意義があったと実感しています。

新井 宏 副会長

●柔整は医療従事者？

司会：今コロナの話が出ましたが、当会のコロナへの対応では、**会員の収入減少**を考えて**会費の減免**を実施し、消毒剤が地域の薬局から消えた初期の段階では協同組合から全会員へ**消毒剤の無料配布**も行われました。また、**各助成金等の案内**だけでなく**申請のサポート**まで行われています。更に、**ワクチン接種**に関しても、当初は医療従事者の枠に入ることが出来ず苦労した訳ですが、最終的には、小池都知事と伊藤会長・三橋副会長・新井副会長との直接面談で、警察・消防等と同じ時期に準医療従事者ということで早期接種を受けることが出来たというお話しもお聞きしました。この点については、コンパスの読者アンケート葉書でも多くの会員から感謝の声が届いています。

一方で、今回も柔整師が医療従事者という形で認められていないという事実が浮き彫りになり、そこを改善することは、災害発生時に非常に重要な事だと思われます。今後、柔整師が医療従事者として認められることは可能でしょうか？また、そうなるにはどのような対応が必要なのでしょうか？

三橋：これは非常に難しい問題なのですが、実は昨年の春から、日整として政権を持つ自民党あるいは厚労省の厚労部会等に、コロナの助成やワクチン接種等をはじめ様々な要望を上げてきました。その中で言われたのが、ご指摘をいただいた通り「**柔道整復師は医療従事者ではない**」という事が大きな壁として立ちはだかった訳です。

では、柔整師はどのように見られているのかといえば、防災訓練等では医療従事者と共に参加していますが、今回のワクチンや医療従事者慰労金では医療従事者ではなく、対象外の医療関係職種・関連職種と微妙に違う形で分類されている訳です。

そこで今回、東京都には「都柔整は東京都と、また各支部では自治体と独自に防災協定を結んでいますので、公益社団柔整師は発災時には救護現場に行かなければなりません。その時に都民・市民の安心・安全の確保という視点から、ワクチン未接種のままでは救護現場に行く事すら出来ません」ということを強く申し上げました。しかし、東京都からは**災害対策基本法**に基づく指定公共機関（医師会、歯科医師会等）の中に柔道整復師会は含まれていないことを理由に、医療従事者でないという判断がされている訳です。柔道整復師が医療従事者ではないという判断の中で、今回会員のために何とか早期ワクチン

接種を実現させるために、新井副会長が言われたように直接小池都知事に会長名で面談を申し込んだところ快く受けていただいて、知事から「そうですよね、あなた方は準・医療従事者ですよね」というご回答をいただき、その日の夕方の小池都知事の記者会見の中で「柔道整復師を早期ワクチン接種の対象」とするという発言に繋がった訳です。

そして、我々の公益社団法人格は東京都からいただいている訳ですから、今後はそのことを強く主張して働きかけていかなければと思います。

司会：そうすると、今後防災協定についてもう一度、小池都知事と直接面談をして、「柔道整復師は医療従事者ではない」という壁を壊していくことを考えられているということですか？

三橋：現在日本では、毎年のように大雨・洪水の災害が起きています。我々の各支部ではそれぞれの区市町村と直接防災協定を結んでいて、その地域では災害現場に駆け付けることになっていますが、隣接する隣の区市町村の災害現場には入れないというのが現状です。つまり、公益活動を行う柔整師が東京都全域で救護活動できる体制を作っていかなければいけないだろうと、何年も前から国にも東京都にも訴えてはいます。

そして、日整も含めて国民の為に都民の為にという形で、我々は公益活動を中心に動いている訳ですから、その点を個人のボランティアとは区別していただきたいと思っています。しかしながら、**災害対策基本法**の**指定地方公共機関**に柔整師会を加えていただくためには、どうしても**法律の改正が必要**となるため、国レベルでの対応が必須で、都柔整のみでの実現は困難かもしれませんが、都柔整とその傘下の各支部では東京都また各自治体との間では独自に防災協定を締結していますので、災害発生時にそれらを機能させるためには都柔整の会員だけでも準・医療従事者に位置付けられる必要があります。

目前に立ちはだかる大きな壁はこれまでも、そして今後も続くと思います。それらに対しては法的な上からの圧は強大ですが、逆に我々がここまでに築き上げてきた信頼と実績を前面に打ち出して、出来る範囲から出し続け、せめて区市町村をまたいだ救護活動が実施できるようにしたいと思っています。

司会：ありがとうございます。一番下の根っこには**法律の壁**があるのですね。なかなか厄介ですが、都柔整の目指す方向性がよくわかりました。

●広告違反と不正請求

司会：ここからは、コンパスの葉書アンケートで会員から多く寄せられる「目に余る“広告違反”」については、業界改革によって不正な柔整は無くなっていく方向に進んでいるはずですが、整体とか単なるマッサージ行為を療養費に振り替える手口の「確信犯的な不正請求」を行う柔整師も見受けられます。

それとは別に、我々都柔整会員を含め、知識不足から不正ということに気付かないで、ルール違反を犯してしまっている場合もあると思います。そこで、今回10の設問を用意させていただきましたので、正しいと思われるものは「○」印、不正は「×」印のプラカードでお答えいただければと思います。

では質問を順番にしていきたいと思います。

【質問の内容】

①看板に「整体・マッサージ・ほぐし」等の記載がある。
②割引や無料体験等を行う。
③保険施術を受ける患者に回数券を販売する。
④保険施術を受けるときにサブスク（定額で通院し放題）をする。例えば1か月千円で通院し放題。
⑤保険の自己負担額が本来より低額。
⑥保険の自己負担額が本来よりも大幅に高額。
⑦接骨院の勤務者の中に、整体などの無資格者や鍼灸師がいて、その者たちの施術を保険請求する。
⑧接骨院内で自費による柔整施術を行う。
⑨接骨院内で自費による柔整以外の施術、例えば鍼灸とか整体等を行う。
⑩接骨院内での柔整以外の施術を行って保険を請求する。

司会：伊藤会長、看板の問題、また割引や回数券さらにサブスクという定額制の料金設定を行っている接骨院等について、ご意見をお伺いできればと思います。

伊藤：それらは、不正な方法で請求するという以前に接骨院で行ってはいけない行為です

	伊	三	新
①	×	×	×
②	×	×	×
③	×	×	×
④	×	×	×
⑤	×	×	×
⑥	△	△	△
⑦	×	×	×
⑧	△	△	△
⑨	×	×	×
⑩	×	×	×

ね。中には知識不足という場合もあるのかもしれませんが、組織的に承知していて故意にこうした行為を行っている場合も考えられます。

今年９月には、倒産した接骨院グループの回数券に対する被害届が消費者庁に出されたケースもありました。平成 30 年の制度改革によって、施術管理者の要件強化が始まっていますので、その効果が施術現場まで浸透してくれば、このような事例は減少していくはずです。

そして、残念ながら違法な広告・看板を業界が直接取り締まるという行為自体ができませんので、目に余る違法広告等については、支部長を通して都柔整本部と地域保健所の両方に情報提供をしていただきたいと思います。

今後、厚労省の広告検討会では**違法看板・広告違反**によって**受領委任停止**になる道筋が議論されて行くと思います。とは言え、現在は明確な罰則が定められていない状況で、問題の内容と量を確認しているという段階にあり、まだ過渡期とも言えると思います。受領委任制度がきちんとルール通りに運用され始めれば減少していくはずです。

司会：なるほど。では三橋副会長、広告検討会についてお話しいただけますか。

三橋：今、広告検討会の中で主張しているものの一つが保健所の権限の見直しです。例えば広告違反は柔道整復師法では「30 万円の罰金」というのがあるのですが、確認している途中に看板を一時的に外したりとイタチごっこの状態です。更に厳しい罰則規定を設けるとか、或いは保健所自身が改善命令を直接出せるような権限を持てるようにすれば、効果が一番大きいと思います。

現在、保健所は広告違反の接骨院には注意しかしていません。本来なら、違反を繰り返し改善が見込めないケースは、保健所は厚生 (支) 局に情報提供を行うことにはなっているのですが、実際にはそこまで実行されていない場合が多いようです。

司会：実は、平成 30 年の柔整の制度改革で行われた「受領委任協定の見直し」以前の段階で「**違反広告によって患者を誘引してはならない**」とあり、先ほど伊藤会長が仰った通り広告違反自体が受領委任協定違反にあると思います。それなのに実際に取り締まりが実行されていない訳ですよね。どうしてなのでしょうか？

三橋：整理すると、広告違反については柔道整復師法では **30 万円の罰金**、そして受領委任協定（個人契約も含む）違反では受領委任の**中止相当**ということが決まってはいます。しかし、柔道整復師法では保健所がどのように取り締まって、厚生 (支) 局などに情報提供をしていくかという**具体的な仕組みの構築**がまだ決まっていないのが現状です。

それから受領委任協定では、例えばですが、広告

違反のあった者を柔整審査会に情報提供するというような具体的なルールが決まっていないので、実行できていないというのが現状です。今後、柔整療養費検討専門委員会 (以降「検討専門委員会」) や広告検討会で協議して情報提供から取り締りまでの仕組みをしっかりと構築することができれば、実行されることになると思います。また、検討専門委員会や広告検討会とは別に、広告違反については規制するように厚労省に要望は出しています。

新井：また、実際には各地域保健所で対応できる職員の人数が足りていないという根本的な事情もあるようです。つまり、職員確保の予算が取れないことから担当者を増やすことが出来ない現実が実際の現場での問題だと思います。事が予算についてとなっては柔整業界ではどうにもならず、国に予算をも含めた要望をするのが精一杯です。しかし、国は広告検討会という検討する場を作ったことでどこか解決した気になってしまっているようにも感じます。

伊藤：ただ、保健所は患者さん自身からの訴えであれば必ず動きます。患者さんが広告違反によって不利益を被った場合に、それを保健所に訴える流れができれば前進すると思います。同業者間のトラブルやルール上の取り締まりといった感じで、被害者がいない状況では、現場は人員もお金も足りていない訳だから動かないのは道理です。しかし、国民が被害を受けたとなれば、それを担当している役所は放置できないというのは当たり前の話です。決まりや規則だけでは世の中は良くはならないということでしょう。そこに国民がいて、困っているとなれば、役所が放置して良い筈はないですから。

三橋：確かに数年前に倒産した大手チェーン店接骨院 M ● G の広告違反では、地域住民が実態の酷さにクレームを上げたことでメディアでも叩かれて、社会的な問題ともなったことで倒産に繋がっています。

加えて、都柔整では各支部からの情報を必ず厚生 (支) 局に連絡しています。そして、支部からも保健所に情報提供することで保健所も動かざるを得なくなった例もあります。一方で、厚労省と厚生 (支) 局と保健所の立場の違いから連携した動きができないという役所間の問題もあり、保健所が動いたからすぐに厚生 (支) 局が動くかといえばそうはいかない場合も多いので、広告検討会で保健所の権限等のガイドラインを作って前進させたいと思います。

●無資格施術

司会：広告検討会で、他にも議論されていることがありますか？

三橋：さらに広告検討会についてお話しますと、今はコロナ禍の中で検討会自体が開かれない状況が続いていますが、特に**エステ**や**整体**等の「**無資格者の問題**」について、国家資格を持つ者に規制をかける前に無資格者をしっかり取り締まっていただきたいとの要望をしています。

これには医師会も鍼灸師会もしっかりと同調していただいています。ただし、**無資格者に対しては規制する法律がない**という理由で、厚労省が直接指導はできないとかなり消極的です。

ところが、当会からの強い働き掛けや広告検討会での議論の影響なのか、令和３年３月 15 日に厚労省・医政局医事課は都道府県と保健所を設置する市の衛生担当局長・部長に対して「無資格者が行う医療行為については**医師法違反**、また医療類似行為については**禁止処罰**の対象になるので保健所等関係機関と連携して指導を徹底するように」という事務通達を出しています。

つまりエステや整体などに対して、無資格者の取り締まりについては一歩前進したと言えます。今後、無資格者の広告問題と絡めれば取締りにも繋がっていくことにもなると期待しています。

司会：それは朗報ですね。是非進めて頂きたいです。

●柔整施術所内での鍼灸、整体

司会：ところで、看板上というか施術所の名称自体として使用されている「鍼灸接骨院」について質問があります。鍼灸師と柔道整復師の双方の資格を持つ者が一人で柔整と鍼灸をやる場合には、同一施術所の中で明確にエリアを区切れば良い事になっていたと思いますが、それと同様に整体も柔整とエリアを分けて整体エリアを作ることで鍼灸と同じように許可が出されているケースがあると聞きますが、これについてはいかがでしょうか。

三橋：この鍼灸接骨院についても、広告検討会で話題に上げています。鍼灸と柔整はまったく別の法律で裏付けられていますので、接骨院と鍼灸院の各々別々に届出が必要です。そういう意味からも、鍼灸接骨院という名称は厳密に言ったら**違反**です。

理由は簡単です。例えば、資格の違う美容院と理容院では理容美容院って許されていないですよね。それとまったく同じです。

また、広告検討会では接骨院が整体という看板を上げること自体が広告違反となって取り締まれるようにする方向で話しているところですが、正しく言えば、そもそも理論が逆でして、鍼灸も同様で接骨院内に違う業務である整体エリアを作ること自体が違反ということになる訳です。

司会：違反と言えば、接骨院で無資格者が柔整施術をしているケースもあると聞きますが本当ですか？

三橋：柔整師以外が柔整施術を行うことはもちろん違反です。その対応も含めて、制度改革で施術管理者の要件強化を行いました。接骨院で保険を取扱う施術管理者になるには実務経験３年という厳しい条件を加えたことによって、各接骨院では勤務柔道整復師の届出を行うことが浸透しました。これによってチェーン店接骨院で頻回に施術管理者を変更することで不正請求の取り締まりの網から逃れようとする「柔整師転がし」の抑止力に繋がっているはずです。

都柔整に準会員や賛助会員の登録して貰うことで厚生（支）局に勤務柔道整復師の届出をしていますが、同時に会員自身が保健所にも届出をしていただく必要があります。接骨院に勤務する柔整師が全員登録をされている環境が維持管理されることを条件として、直接患者さんに触れて施術を行い、それを保険請求するという流れが法的に出来上がった訳です。

司会：なるほど。

●個人契約者から社団への入会

司会：では次に、去年くらいから個人契約から都柔整に入会するケースが目立ち始めていているようです。これ自体は非常に喜ばしいことだと思いますが、個人契約時代の看板や広告が違反であっても、それらを改善しないまま入会するということはないでしょうか？個人契約から入会してくる柔整師への都柔整の対応等について教えていただければと思います。

三橋：日整でも『個人契約サポートセンター』という部署を創り、個人契約柔整師を社団会員として日整、あるいは各都道県社団に積極的に入会させていこうという動きをしています。

その中で、公益社団の会員になっていただいたことで保険講習に参加してもらうことができて、そこで正しい保険請求を指導することが可能になります。そして、広告違反についても同様です。実は、当会の会員自身についても看板等の広告違反については保険講習や保険部等からの通知や指導を行うことで理解を進めています。

伊藤：請求や広告等についても、指導が届かないエリアにいて違反をしてしまっている個人契約者を先ずは指導できる当会の管理範囲内に移動して貰うことで、正しいことを伝えていかなければ改善できないことも多いというのが実感です。

入会前から身体検査的なことをすれば、逆に管理可能なエリアへ移動してくる者は減ってしまうでしょう。そうした行き過ぎた管理態勢が長く続き、社団では自由がきかないという誤った噂が広まり、柔整業界のまとまりが崩壊してしまった現状があるのだと考えています。過去から学び、同じような失敗をしないためにも、手順を間違わないようにしなければならないと思います。

また、行政や地区医師会からも公益社団の組織率が低いと言われることがよくあります。それは、我々公益社団がどれだけ医師会と連携し、正しくあろうと努力しても、その組織率が低ければ業界全体が正しく管理できることにはならないからです。だからこそ組織率を上げるためには、個人契約者が公益社団に入ってきてくれるのは有難いことですよ。

そんなことでは緩すぎると感じている会員が多いことも承知していますが、是非ともご理解いただきたく思います。

司会：なるほど、広告違反だけでなく保険請求等に

ついての正しい知識を伝えていくことが業界全体にとって重要ということですね。

三橋：実は、個人契約者に広告違反が多いということについては検討専門委員会でも問題になっていますが、これは個人契約者の多くが保険請求についての正しい知識を得ることなく開業してしまったり、チェーン店の施術所を任されたりということが非常に多く見られます。その背景にあるのが請求代行業者の存在なんです。

公益社団法人に入会することなく、申請書の送付や返戻処理についても全責任を自らが負う「個人契約」を自分で選んでおきながら、自分の申請書の内容に責任を持つという感覚がないのは、現在の個人契約者の多くが保険請求を第三者である請求代行業者に一任してしまっているという不適切な状況があるからだと思われます。

というのは、個人契約の支給申請書の返戻について、本来は請求者である施術管理者自身に返戻送付されるべきですが、いわゆる民法の復委任を拡大解釈して請求代行業者に返戻されてしまっているのが現状です。これには返戻をする保険者にも問題があると思われますが、それらも含めて現在の**支給基準の通り**に請求行為が進められていないという重大な問題がある訳です。

つまり、返戻申請書が請求者自身ではない単なる事務代行をしている請求代行業者へ返戻され、そこで止まってしまっているため、請求をした施術管理者本人に返戻書類だけではなく、自らが請求した申請書が返戻された事実も、例えば請求内容に疑義が持たれていたとしても、その理由さえも本人には届いていないケースもあるのです。申請書類に不正や誤りがあっても請求者自身である個人契約柔整師に伝わっていないという可笑しな話です。

実は、平成30年から公的審査会で面接確認懇談委員会が始まっていますが、そこで疑義内容の確認のために当該の個人契約者本人を呼び出して、疑義内容を確認するのですが、その際に疑義のある個人契約者自身に返戻書類が戻されていない事実と、返戻書類が再請求されている事実も、その際に記載された内容についてまったく本人が関与していないという事実が何例もあることが判明したのです。

そして、呼ばれた個人契約者は自分の請求の何が悪かったのかさえも分からないそうです。しかし、社団に入会すれば正しい保険請求や広告違反についても伝えてあげることが出来る訳です。

司会：なるほど。会員になればこそ、指導ができるという事ですね。

伊藤：その通りです。当会では会員が正しく請求したものは何があっても確実に守るという姿勢で対応していますが、請求内容自体に誤りや不正があれば、既存の公益社団会員であっても必ず指導をしています。

つまり、個人契約だからとか公益社団会員だからと言う理由ではなく、我々は公益社団法人として公平に指導しなければいけないと考えています。

そうした意味合いも込めて、支部への新たな入会者に対して、個人契約からの入会というような偏見を絶対にしないでいただきたいと思います。そして、公益社団に入会すれば同じ会員なので、支部の方でも仲間として話し合いをして欲しいと思います。

司会：正しいか正しくないかという視点ですね。

三橋：例えば「おたくの看板おかしいよ」とか「チラシこれだめだよ」っていうのは、支部の会員間でもしっかり言っていただいて構わないと思います。

司会：なるほど。

伊藤：このことは、言い換えれば、業界が一つにまとまって良い方向に進んでいけるとも言えます。今までは、不正請求問題や広告違反は個人契約者や請求代行業者が好き勝手にバラバラにやっているから起きたとも言えるからです。公益社団に入れば注意や指導できることでバラバラではなくなるから、大

いにウエルカムで喜んであげればいいと思います。そして、公益社団には排除の論理は働きません。我々理事者はそのように考えています。

司会：多分ですが、そうは言っても個人契約からの入会者との摩擦は各支部で起こると思います。本部では入会は有難いと考えるかもしれませんが、各支部で摩擦が起こらないように本部でも指導していることを会員に伝えて欲しいと思います。

伊藤：そういった説明については、支部長会でもしていますが、親切丁寧にもっと何回も会員に伝わるように説明しなければいけないのかもしれませんね。あるいはコンパスを使って説明するとか。

司会：ありがとうございます。新井副会長、個人契約者の公益社団入会についてご意見はありますか？

新井：現在、都柔整では個人契約からの入会者だけではなく、全ての新入会員を対象に保険請求等についての正しい知識を持っていただくために、入会から一年以内の会員を対象とした保険講習会を行っています。近々では 10 月に保険部が保険講習会を予定しています。こうした保険請求に於ける間違いが発生しないための地道な努力とは別に、伊藤会長が仰られたような、過去に業界に存在していた「社団に入りたくない」理由を解明して、そこを改善していく方向性を、東京だけでなく 47 都道府県公益社団でも示すことが重要だと考えます。

柔整業界を統率可能な唯一の組織が公益社団であることは疑いようのない事実です。先代や先々代が作り継承した重要な伝統や技術はもちろんのことですが、先代が残した負の遺産についても、なかったことには出来ません。となれば、そのマイナス部分をプラスに変換する方法をしっかりと考案して実行するしかありません。

そして、その効果を最大限に高めるためには、47 の社団がバラバラなことをしていては駄目です。全国の公益社団柔整師会のすべてが結束することが、とても大事なことだと思います。

●正しい評価がされる業界

司会：確かにそうですね。現在の都柔整では、新入会員から「公益社団に入って良かった」という声を聞くようになってきていると感じています。しかし、過去には「社団に入りたくない」という声をよく耳にしたのも事実です。現状に満足せず、今でもまだそうした声があるかも知れませんので、さらなる努力が必要ですね。その点について、伊藤会長いかがですか？

伊藤：過去に柔整業界で健康保険を取り扱うためには社団に入会するしか選択肢がなかった時代は、各県社団の入会金が高く設定されていただけでなく、都柔整でも支部でも新入会員には厳しいと感じられる事例が少なからずあったと思います。

過去には新入会員へ「上から目線」の対応をしていたことも事実で、昭和 63 年以降に個人契約が許されるようになってからは、そうした社団の対応を嫌って社団に入会しない柔整師が増えたのだと思います。

そして、請求代行業者は自分の顧客を増やすために、社団の「上から目線」を誇張宣伝して取り込むことで、個人契約者の増加と社団入会者の減少ということが続いてきたと思います。

加えて、社団柔整師会は新規開業する柔整師に対して「柔整業界の制度」や「社団協定の強み」など、正しい業界の情報を発信してこなかったことも社団入会者を減らし続けてきた理由だと思います。

しかし、現在の都柔整は会員のために「**開かれた組織**」として公明正大に組織運営がされているのはご存じの通りです。また、入会金等も減額して入会のハードルは下がっています。

さらに、受領委任制度には公益社団の「**協定**」と個人契約の「**取扱規定**」がありますが、今後特に個人契約の「取扱規定」がルール通りに運用されていく方向性が示されていることは、これから開業する柔整師だけでなく、今開業している公益社団会員にも個人契約者にも「協定の強み」が正しく理解されていくのではないでしょうか。そうした環境がつくられた上で、それでも個人契約を選択する自由までを否定しないのが、業界のあるべき真の姿なのではないかと思っています。柔整の制度について柔整業界全体に周知していく努力を公益社団はしていくべきだと思います。

●開かれた組織づくり

司会：一つの意見として、社団しかなかった時代の徒弟制度は厳しかったですが、その厳しさが時には強さになって、対外的には柔整師の地位的評価は今よりも高かったのではないでしょうか？厳しさは悪い面ばかりではないとも言えるのではないかと思うのですが、三橋副会長、いかがでしょうか？

三橋：徒弟制度というのは、武道である柔道の世界での技の習得や、柔整・我々接骨院の世界でも施術技術や治療家としての人間性を向上させることが主な目的にある場合には、確かに有効だと思います。しかし、組織づくりとしては全然違うと思います。

司会：確かに、今柔道整復は徒弟制度から学校教育に変わりましたが、免許取得後に習得すべき技術や知識については、先ほどの伊藤会長が仰った「都柔整は開かれた組織」だからこそ、会員に伝えることが出来る部分が多いのだと思います。

三橋：「開かれた組織」と言えば、新井副会長が中心となって都柔整事務局についても組織改革を行っています。

司会：そうですね。伊藤会長になってから民間から事務局長を迎え入れて、都柔整事務局も「開かれた組織」に変わったように感じています。新井副会長、当会の事務局の組織管理態勢について、どのような意図でどのような取り組みがされたのでしょうか？

新井：これまでの都柔整事務局は、昭和時代の右肩上がりの高度経済成長時代に考案された年功序列型の古いシステムが長年採用され続けてきたのですが、最近では民間の企業や多くの組織で評価主義を採用するところが増えています。そこで伊藤会長は当会でもそうした流れを取り入れようと考えた訳です。

さらに、柔整業界に於いて**“真面目に努力する者が正しく評価される仕組みづくり”**に先頭をきって進めている当会の執行部が、自らの組織の事務局でその改革の方向性を実現できないようでは本末転倒であろうと考えて、社労士を入れて事務局改革を真正面から進めました。

それは、就業環境と給与等の仕組み自体の見直しを含めて、これまでのような勤続年数による単純査定だけではなく、経験によって培われた業務対応力を発揮できているのかという視点を加えて、基本給やボーナスにも詳細な評価査定の仕組みを構築し、能力主義と成果主義の視点を採り入れ、さらに突然の変化にも対応可能な厚みのある組織力を維持する

という目標を掲げて、全ての職員がどの部署もサポート及び代替可能な大幅な組織力の向上を目指しました。

すると、事務職員一人ひとりの仕事に対する意識にも大きな変化が生じて、積極性や目的達成への協調性が見られるようになりました。

またここ数年、若い新入社員を積極的に採用したことで、これまで変化のなかった環境が大きく刺激され、職員間の情報共有と作業の協力体制が進んだように感じています。

また、会費資源には限りがあるため、それを有効活用しながらも業界をリードし続けられる組織運営を進めていかなければなりません。同時に、職員のモチベーションも会員へのサポート態勢の強化をもさらに向上しなければならないと思っています。そのためにも公開性の高い公平な評価システムは必須だと考えています。また、ここまでの事務局改革の成果によって、業界全体の改革の方向性が間違っていないことも裏付けられたようにも感じています。

伊藤：都柔整という組織は会員の会費で運営されていること、つまり会員のための組織であることを理事者も事務職員も理解しなければいけないと思っています。今後、地域住民ための受領委任制度の維持及び改革を進めて会員を増やし、そのスケールメリットによって個々の会員の会費負担を下げ、同時に会員のための事業をさらに増やしていきたいと思います。

●電子請求について

司会：次に、電子請求についてお伺いします。今年の９月にデジタル庁が発足して、今後は柔整業界にも電子請求の流れが加速していくと思われますが、逆にそれ自体を不安に感じている会員もいるようです。具体的に、電子請求によって柔整業界がどの様に変わっていくのか教えていただければと思います。

三橋：デジタル庁が設立されたとは言っても、現段階では柔整療養費の電子請求がすぐに実現する訳ではなく、開始されるのにはもう少し時間がかかってしまうと思います。とは言え、行政で新たな省庁を創設するには通常なら何年もかかるのが普通ですが、菅政権発足後わずか１年でデジタル庁新設を実現させています。これは、この国のデジタル化がどれほど遅れているかの現れだと思います。他の先進諸国からみて、こんなにデジタル化が遅れている国は他にありません。このコロナ禍でそれが白日の下に晒されてしまったことで、大慌てで動き出したということだと思います。

そして、柔整の電子化については 10 年も 15 年も前から話だけはありましたが、国の方が本気になって動かなかったので進まなかっただけです。デジタル庁の発足がその象徴ということになる訳ですが、柔整療養費の電子請求を実現させるには、行政の動きだけではなく他の流れが整わなければならないということもあります。それは支払者側となる保険者等の事情ということです。保険者の中にはまだ柔整療養費の電子化に賛同していないところがあるのは事実です。彼らの一番の懸念点は、電子化に向けたシステム導入費用を誰が負担するのか？という点にあります。ところが、実は保険者や行政にとって電子化することによるメリットは、それをしない場合の何倍もあることは間違いありません。つまり、これを進めないという選択肢は有り得ないのです。

例えば、「審査」という部分で考えて見た場合、先ずは審査会へ紙の申請書を送ることと、電子データをインターネット等で送信することとを比較した場合を考えれば解ります。それは「紙」から「データ」に変わるため、物質的にも量的にも移動させるために必要となる仕分けや運搬等の「手間」と「経費」、そして「時間」が飛躍的に軽減するということです。

そして、実際の審査についても、紙の申請書に記載された請求内容のすべてに目を通すことはかなり難しいのが現状です。それを単純軽減化しようとなれば記載された内容をデータ化する必要があります。現時点では各保険者や審査会で受付けた書類を実際にパンチ入力してデータ化しており、ここには莫大な費用がかかっています。これを最初からデータで集めれば、この費用は丸ごと必要なくなるということです。この時点ではまだ審査自体は行われていません。審査をする前段階でこれだけの変化が生じるということです。行政にとっても保険者にとっても、電子化を進めることは明らかにメリットがある訳です。それは、我々柔整師にとっても、申請書をプリンターで一枚一枚打ち出して、封書で送ったりしなくていい訳です。送料、プリンターやインク代等の維持費についても必要なくなります。どこから見てもやらない手はありませんね。

司会：なるほど。請求の内容を審査する前だけでもそれだけのメリットがあるということですね。少し話がそれるかも知れませんが、既にレセコンやインターネットに接続が済んでいる会員にとって、電子請求の際に何か別に必要となるものがありますか。

新井：電子請求を行うためには、レセコンと通信環境が必要になります。既にそれらの環境を整えている方については、申請書を印刷するという作業から請求内容のデータを都柔整のホストコンピュータへ直接インターネットで送信するという作業に変わりますが、作業的にはスイッチ一つです。印字するかデータ送信するかといった違いだけになると思います。しかし、今後はレセコンのシステム変更が一部必要となりますが、費用的にはあまり負担はかからないで済むと思います。また、現在レセコンを使ってはいるが通信環境がない場合についても、それほど大きな負担はないと思います。

司会：逆に、いまだにレセプト用のパソコンやインターネットを導入していない会員もいるように思います。そこについてはどうでしょうか。

新井：はい、確かにまだ手書きの申請書を出している会員もおられると思いますが、国がデジタル庁を創設させ、国をあげて機械化・デジタル化を進めようとしている流れが明確になってきているため、今後はその方向へ合わせていくことが必要となっていくように思います。というのは、保険請求をする場合の保険証についても、今後はマイナンバーカードに移行していくという流れが示されていますので、いずれは紙やカードの保険証がなくなる方向性が読み取れます。すぐにではないまでも、数年中にはデ

ジタル機器を使用した保険請求のシステム導入は必須となっていくだろうと思います。

それから、まったく新規に請求用のパソコンと通信環境も揃えるという場合には、その分の費用負担は会員負担となってしまいますが、都柔整の協同組合には大手のレセコン業者が数社加盟していますので、リースなどを利用することで一度に大きな負担はかからないようなご案内ができると思います。

また、**マイナンバーカード**による「**オンライン資格確認**」等が導入される際には、新たにカードリーダー等の機材も必要になりますが、なるべく安価で済ませられるような方向で交渉を進めております。

司会：なるほど。電子請求になっても柔整師の経済的負担はそれほど大きくないという事ですね。

新井：まだ電子請求のシステム自体が出来上がっている訳ではありませんから、実際にどれほどの機材が新たに必要になるかについては不明の部分がない訳ではありませんが、医科で行われたような規模の電子請求システムは柔整業界では実現不可能ですし、必要ありません。最低限必要なものだけを構築するという方向性で動いています。また、業界全体が負担すべき部分はあったとしても、会員個々の負担はなるべく少ないに越したことはないと思います。

会員の中に電子請求に不安を抱く人がいるとのお話しでしたが、これで安心していただけますかね。

司会：実は費用負担だけではなく、むしろ電子請求になった時には審査が厳しくなってしまうのではないかと心配する声も多く聞こえています。電子請求となった際の審査について説明していただけますか。

新井：これまでコンパスの巻頭特集で何度も説明をしてきましたが、柔整療養費の電子請求を進める上で最も重要になるのが**審査**の部分だと考えています。

というのは、10年以上の歳月をかけて電子請求を実現したいと懸命に努力しているのは、政府や保険者のように、ただ「請求の流れを簡素化して経費を安価に済ませる」ということが主目的ではないからです。

今、色々な場面で「柔整療養費の適正化」というフレーズが使われています。そして、それが繰り返されるうちに、まるで柔整療養費が丸ごと適正ではないものと認識させることが目的であるかのような流れが生まれ、保険者や一部の見識者の中にも柔整イコール不正といった考え方をする人も出てきています。そうした歪んだ見方がこのまま世の中に定着してしまうことをしっかりと否定し、柔整の正しい施術と請求がしっかりと評価されて単価を上げられるよう、同時に不正な請求を業界から消滅させられるようにするために必要なのが電子請求のシステムだと考えているのです。そのためには、審査で清濁を明確に見極める必要があります。会員の中に審査が厳しくなると心配されている方がいるとのお話しですが、電子請求になると審査が特別に厳しくなってしまうことはありません。**電子請求の目的は正しいものを素速く通し、不正な請求が見逃されてしまっている部分をしっかりと見つけて対応するというところにあります**ので、現時点で正しいものは確実に通ります。逆に不正なものが擦り抜けてしまっている現状を変えるという方向性です。

司会：電子請求になると、そうした不正なものだけをしっかりと見極めができるのでしょうか？それは実際にはどうしたら可能になるのですか？

三橋：詳しくは述べられない部分もあるのですが、現行の紙ベースでの審査ですと、膨大な申請書のすべての請求の内容審査までは詳しくできていないのが現状です。そこで単純に申請書１枚ごとの点検で、総額や部位数、通院日数、期間のみで数値的に見極めようとしてしまう傾向がある訳です。

すると、通常なら外傷ではない疲労等への慰安行為で請求をすれば不正という判断になりますが、例えば全身への整体のような慰安が、２部位として週１回の予約で月４～５回といった明らかな不正な内容で保険者に請求が出されても、請求総額、部位数、日数、期間が一定以下であるという判断で、見逃されてしまうことが多いのが現状です。

その一方で、実際に骨折や脱臼、程度の重い捻挫等に対して必要な適切な柔整施術をした場合、急性期には通院頻度も高く自ずと金額も高額となる場合があります。すると「長期・多部位・頻回」という審査基準を超え、すぐに目に付き疑義対象となる訳です。つまり、この基準は不正であるか否かを判断するためのものではなく、請求額が高額となるために目に付きやすくするためのものです。その中には不正も含まれるかも知れませんが、明確な理由がある場合も多く、その理由を記載すれば良いことになっている訳です。先ほど話した慰安等の不正は少額で目立ちませんが全額が不正です。この清濁を見極めなければ、アナログからデジタルに変える意味はありません。そして、現行の紙によるアナログな審査体制のまま申請書を１枚ごとに見ていても、総額や日数、部位数が少なければ見逃してしまう訳ですが、この基準をデジタルで単純に仕分けただけでは、不正が擦り抜け、正しい請求が疑義として上がるだけで清濁を正

しく見極めることはできないことになってしまいます。

そこで、電子請求の仕組みを構築する際には、お役所の行政官や支払金額の大小ばかりを気にする人達の思考だけではなく、柔整の施術現場を熟知した人間の意見を組入れ、同時に現行の１枚ごとの審査ではなく、各施術所、請求者ごとの傾向審査方式を取り入れるべきだと考えています。１枚ごとでは見えてこない請求者ごとの傾向というのは統計的なソートを併せることで確実に見分けがつくものです。そのためにも施術現場や請求自体に精通した柔道整復師の知識と経験が必要なんです。

司会：電子請求の審査で「正」と「疑」を切り分けられるようにすれば、柔整療養費の適正化の名の下に料金改定の際の総額削減の動きを止められることにもつながるということですか？

三橋：そうです。だからこそ、審査のあり方が最重要ということになります。また、電子請求が実現することによるメリットはこれだけではなく、まだ他にもあります。それは支払いまでの速度です。

現在の紙ベースでは請求から支払いまでに早くて３カ月遅ければ６カ月かかっていますが、電子請求では早期の支払いにつなげることが可能になります。そして、それは現在、請求代行業者が行っている療養費の支払代行、つまり「**立替え払い**」を無効化する可能性もあります。

請求を早期に現金化したいがために、公益社団ではなく個人契約を選択して請求代行業者を利用している柔整師も少なくないことから、電子請求になればこの部分を改善することができます。

そして、「**正しい請求**」であれば請求から審査・支払までが早期に行われ、入金期間までのタイムラグによる自転車操業的な資金繰りは解消される訳です。

一方で「**疑義のある請求**」は電子請求システムの審査で見事に選別され、返戻・再請求を辿ることで入金まで時間がかかるだけでなく、再請求さえできないようなものも見つけ出し、不正を未然に防ぐことにもなります。つまり、デジタル化を進めない理由がないのです。では、なぜ電子請求に反対する人がいるのでしょう。おそらく電子請求が完成すると、大きな打撃を受けると危惧している人達が、大きな声で反対しているのではないかと思います。

そして、電子請求をさらに円滑に進めるためには、将来電子化されると目される保険証の情報を接骨院で使えるようにする必要があります。それは、マイナンバーカードを使用した「オンライン資格確認」というものですが、これも三橋副会長を中心として

日整が厚労省と交渉をしているところです。

司会：電子請求になった際に「協定」と「契約」とでは違いが出てきますか？

三橋：電子請求になっても、受領委任の支給基準自体が変わる訳ではなく、むしろこれまで以上に支給基準通りに運用することになると思います。

例えば、社団会員については、「申請書」から「データ」に、移送手段も「郵送」から「インターネット」に変わりますが、内容的にはこれまで通りに「受領委任協定」の“会長委任”に準じて、会員施術所から公益社団柔整師会へ送り、その逆のルートで入金されることになります。

そして、個人契約者はというと、送付するものと手段は社団会員と同じですが、今後は「受領委任取扱規定」通りに、請求をする個人契約者自身、つまり施術管理者自身が審査会へ直接送り、その逆のルートで審査会から直接、請求者である施術管理者の柔道整復師へ入金されることになります。

つまり、協定だからとか契約だからということで、これまでのルールを変えるという事ではありません。元々あるべき状態に正すだけです。それでいながら、保険者は審査が簡単で済み、行政にとっても不正がなくなり制度の適正化が実現する。我々柔整師にとっても、審査が接骨院ごとの傾向審査になることで「正しい申請書」は請求から入金までの日数が短縮される一方で、「疑義のある申請書」は通りづらくなる。これならば保険請求に求められている**信賞必罰**の態勢を実現できると考えます。デジタル化を進めない理由はどこにもない、というのが今の思いですね。

司会：伊藤会長はどうですか？
伊藤：新井副会長が言った通り、電子請求を実現すれば、受領委任制度がきちんとルール通りに運用されるようになり、受領委任制度の規定に定められていない請求代行業者についても規定通りに正されていくと思います。そうすることで柔整業界は余計な汚れが落ちてスリム化することは間違いないと思います。これまでの問題点の多くが解決します。

さらに、これからは公益社団会員と個人契約で区別するのではなく、柔整の制度を正しく運用している者とそうでない者に区別していくことが重要になる訳ですが、この正しい区別化も電子請求によって加速することが期待できます。

司会：三橋副会長、電子請求について、障壁となっているものって何ですか？
三橋：実は、電子請求の前に越えなければいけない「壁」が幾つかあります。

先ほど新井副会長もお話しましたが、電子請求というのは施術所からデータを単に電子媒体で送ることだけではなく、いわゆる請求から審査、そして支払いまでがワンセットな訳です。それを実現させる中で、最初に越えなければいけない壁として立ちはだかるのが受領委任の「**署名**」の問題ですね。

ここが一丁目一番地だとして譲らない保険者もおりますが、電子請求に於けるマイナンバーカードの導入でパスワードでの確認作業が署名に代えられるのではないかという方向性が見え始めています。そして、デジタル庁の発足による規制緩和が加速する動きとも併せて、署名や印鑑の廃止問題と共にクローズアップされ、突破口が開けつつあります。総務省、デジタル庁が今後の国を挙げたデジタル化の鍵を握っていますので、その辺を見据えて対応策を日整のオンラインデジタル推進室で検討しています。
司会：接骨院でのオンライン資格確認では、医科のような顔認証の必要はなく、保険情報の確認だけなら安価で済むことから、その部分のハードルは低そうですね。他に超えるべき壁についてお願いします。
三橋：次なる壁というと「**費用**」の問題ですね。

平成29年に検討専門委員会で厚労省が電子請求について議題を出した時には、保険者の代表者からシステム構築の「**費用を誰が負担するのか**」という反論が出されました。ここには新井副会長が仰る通り、我々柔整師の請求を電子化するためだけなら細い回線でも構わないので、医科のような莫大なお金は必要ない訳です。とはいえ、その回線なり仕組みなりを我々が作るのか、保険者か或いは国が作ってくれるのかという問題ということです。

また、保険証に変わってマイナンバーカードによるオンライン資格確認については、これによって一番費用削減できるのは実は保険者です。というのは保険者は保険証の発行・回収にかかっていた費用が必要なくなって浮くのは確実です。その費用から電子化に掛かる経費を捻出していただきたいというのが我々の本心です。厚労省には柔整師用のオンライン資格確認は安価で簡単な仕組みでも実現が可能なので、是非作ってくださいというお願いはしています。

司会：他にもありますか？
三橋：挙げろと言えばいくらでもありますが、この電子請求について、先ほど新井副会長も話した通り国に任せていたら柔整は正・不正の区別なく一斉に切られてしまう可能性もあります。　だから、一番最初にしっかりとしたものを作りつけないといけないと思っています。特に審査に於けるフィルター的なものについては、柔整現場を理解している者が携わらなければならないと考えています。そして、審査会にはしっかりとしたフィルターを通したデータが上がってくる。その上で、審査会では「正しいか否か」を何通りもチェックをし、正しいものはすぐに支払われるような仕組みにしなければなりません。

この電子請求については、何年も前から新井副会長と動いていて、全国一斉スタートは無理なので、先ずはモデル事業で行うという話を進めていました

が、８月の第18回検討専門委員会でようやく正式に議題に上がったわけです。

司会：やっと動き出しましたね！

三橋：これまで反対していた健保連がようやく電子請求に前向きになったのですが、やはり検討専門委員会に出ている有識者の委員や、或いは協会けんぽの常識のある委員が電子請求は必要だという発言をされていますので、今こそチャンスだろうと思います。あとは厚労省がどれだけしっかりとした判断をするかです。

そして、我々業界の中でも、公益社団柔整師会の職員数が少ない県もあることから、全国一斉のスタートは難しいと考えています。やはりモデル事業が必要で、例えば事務職員が多い東京都の公益社団柔整師会で、モデル事業を実施していく中で問題点を確認し、それを修正しながら精度を高めていき、最終的に全国に広げていくことを考えています。

司会：なるほど。モデルケースとして東京から始めるという事ですね。

三橋：実は、都柔整のホストコンピュータには既に何種類ものオリジナルの検索や統計分析が行えるシステムを組み込んでおり、日整でも４７都道府県社団の請求データの一元化プロジェクトが動き出しています。その他にも様々なアプローチを仕掛けておりますので、モデル事業が始まれば結果を出せると思います。

司会:現在、医科や歯科、また調剤でも電子請求になっていますが、まだ紙ベースも残っていると聞きますが本当ですか？

三橋：はい。明確な割合は調べていませんが、医科も調剤でも紙ベースもまだ併用されているようです。しかし、８割～９割は電子化されていると伺っています。つまり、柔整の電子請求でも、一度に全て電子化されるのではなく、紙ベースの申請も認められるような一定程度の移行期間が設けられることになると思います。デジタルが苦手な会員へは、デジタル化への移行期間中に都柔整が丁寧に対応サポートをすることになると思います。

●改革の成果は…

司会：よくわかりました。最後に少し厳しい質問ですが、「平成の大改革」では「養成校のカリキュラム強化」「施術管理者の要件強化」「公的審査会の権限強化」が実施され、すでに動き始めたことで、理事者的には改革による改善の実感があるのだろうと思いますが、一般会員の方からは理事者が感じているほどの手応えやスピード感が無いという声が聞こえています。

例えば、多くの会員は今コロナ禍で患者が減っていて閉院している所もあります。しかしチェーン店接骨院の駐車場は一杯であるとか、拡大しているチェーン店もあるからだと思います。そこで、この改革における成果、若しくはこれからのスピード感などについてお伺いしたいと思います。

伊藤：コロナ禍だけでなく二次点検など会員の厳しさは理解していますし、それを改善するために改革を進めているつもりです。しかし、この改革にはスピード感も大事ですが、柔整業界の中に存在している「誤った柔整の制度運用・活用」している柔整師をしっかりと正すことが求められていると思います。

そして、今後新たに柔整師を目指す若者の動向や、新規開業する柔整師達が正しく制度を活用するようにしていくことが重要だと思います。

また、養成校のカリキュラム強化については、既にかなりの影響が出ています。

司会：改革にはスピード感だけでなく、柔整の制度が確実に運用されていくことも重要だという事ですね。さて、養成校について、もう少し詳しくお聞かせください。

三橋：柔整養成校数は減少し既に淘汰されはじめていて、入学者自体も既に減少に転じています。

その要因を推察すると、柔整業界は制度を正しく活用していた社団だけの時代から、昭和63年に個人契約が容認されましたが、個人契約に於ける受領委任取扱規定を詳細まで詰めていない状態のまま、その制度を利用する個人契約者が急増してしまったことから多くの問題が発生し、平成20年以降にその者達への対策が強化されることになりました。しかし、その対策は正しく制度運用をしている我々社団の会員にも同様に適用されたことから、地域住民の接骨院への通院抑制効果をもたらし、その結果、柔整療養費は減少の一途を辿っています。

このことが若者にとって柔整業界全体の輝きが薄れて映っている可能性もあり、柔整師になろうとする若者が減少しているのかも知れません。

また現実的な問題として養成校のカリキュラムが増えたこともあると思います。例えば、今まで朝･昼･夜あったクラスが朝・夜だけ、または午前・午後しか準備できなくなったことで定員数自体が減少しています。また教員不足も影響していると思います。

例えば、今業界で柔道整復師にも使用可能な機器として注目されている超音波による画像観察は、その授業を担当できる人間が少ないのが現状です。そして、施術管理者の要件の強化については、施術管理者がしっかりと自分で施術録の作成・確認・保管をして、請求業務も施術管理者自身が行うことが明確化されました。それまでは、例えば勤務柔道整復師が代理で請求を行っていた場合でも罰則等がありませんでしたが、改革によって受領委任取扱い停止に直結するようになりました。今後これがしっかり実行されていけば、柔整業界には正しい制度運用の面からも良い影響が出てくると思います。

司会：公的審査会の権限強化についてももう少し詳しく教えて下さい。

三橋：公的審査会では疑義のある柔整師を直接面談を行います。その目的は、請求の内容の正濁を識別せずに柔整療養費の総額削減策をとってきた現行の審査方法を改め、請求を出す接骨院ごとに傾向を確認し、正と疑を正しく識別して疑義接骨院だけを対象とする適正化を実施するためです。これにより知識不足の者も、故意の不正も削減可能だと考えています。

しかし、先ほど話したように、現在は直接面談によって不正を未然に防ぐことには繋がっていますが、直接面談の結果を厚生 (支) 局や東京都に報告はしていても、それが指導監査の実施につながってはいません。一刻も早く結果を出したいと考えています。これが実現すれば会員にも改革のスピードや変化を実感してもらえると思っています。

そして、公的審査会による直接面談は全国的に広がっていますが、特に東京では国保と協会けんぽ双方の公的審査会でほぼ毎月のように行っている中で、先ほど話しましたが施術録を作成していないケースや返戻支給申請書が施術管理者自身に戻っていないことが明確になりましたので、受領委任が正しく運用されていない事実を保険者に示すことでも改革のスピードを上げるようにしているところです。

また、チェーン店接骨院では、本来の接骨業務ではなく整体業務やリラクゼーション業務を行って、それを保険請求する不正が増えてきていますので「平成の大改革」に広告の問題も絡めて、広告検討委員会での議論を業界改革にも取り入れながら進めていく必要があると考えています。

司会：会員には改革の成果が見えていない部分も多く、「改革の恩恵を受けていない」という意見が上がってくるようですが、この感覚の乖離（かいり）について新井副会長はどの様にお考えですか？

新井：確かにすぐに実感できるような成果ということになると厳しいご意見が出てしまうのは致し方のないことかも知れません。というのは、会員が期待している「改革の成果」としての「患者の増加」につながるという誤解があるのではないかと思います。

改革の成果と患者の増加は直結してはいません。最終的にはつながりますが、改革は業界内で不正をする人達を正すために制度を見直すことで、柔整問題の解決につなげて柔整業界を立て直すのが目的です。業界が正しくなるように仕向けている改革の成果としては、三橋副会長の仰った通り徐々に、そして確実に成果が上がっていますが、その効果が各施術所の患者が直結している訳ではありません。

この改革は、患者さんが安心して接骨院に通えて、保険者が安心して支払えて、国は柔道整復師を信頼して制度を整備していくための環境作りなのです。

教育改革・審査会の権限強化・施術管理者の要件強化はすべて同時進行していますが、会員は改革しても二次点検も料金も変わらないじゃないかと感じてしまうのかも知れませんが、平成 20 年前後から柔道整復師の不正が目立ち始めたのも事実で、この自浄改革を進めなければ柔整業界の信頼を取り戻すことは不可能だと思います。現在は改革によって柔整業界が信頼を取り戻す道が開かれたところだと理解していただければと思います。一朝一夕で完成する改革では決してないので、そこをご理解頂きたいと思います。

しかし、平成 21 年の民主党政権下での「国民医療費よりも柔整療養費の伸び率が高い」と批判された問題についても、コンパスで詳細な裏付けデータを示して否定したにも拘らず、このフレーズはいまだに使われ問題視され続けています。その結果、柔整療養費には総額削減という誤った施策が続けられ、平成 23 年の 4,200 億円から直近では 3,500 億円まで減少しています。誤ったデータに基づく施策がいつまでも改められないのは「柔整に不正が多い」というレッテル自体が剥がれないためです。コンパスではこの施策を “ 劇薬 ” と表現して、正しくやっている人までも、不正を行う者と同等に厳しい対応をしている施策をやめるべきだと主張をしていますが、

一度失ってしまった業界の信頼を取り戻すという作業は、思いの外、時間と労力がかかるというのが実感です。それでも最終的には制度を正しく運用する者が評価され、不正者は業界から退場していただくことを実現させて、皆さんの施術所に患者さんが増えることになると思います。

この改革は電子請求も必要、制度改革も必要、教育の改革も必要といった、相当先までを見据えて何年もかかって実施されていることをご理解いただければと思います。とはいえ、困った時こそ少しでも早く実感できる結果が欲しいというのは当然のことだと思います。すぐに結果が出せた「ワクチンの早期接種」等では、ピンポイントでパワーを発揮する手立てもあります。

しかし、業界そのものを次の世代まで残せるような仕組み作りというのは、どうしても地道にコツコツと積み上げることでしか結果は出せないというのが実感です。

司会：伊藤会長、改革は着実に進んでいるということは理解できました。けれども、やはりいまだ目の前に成果が見えてこないと嘆く会員に、何か伝えてあげたいことはありますか？

伊藤：会員の皆さんに改革の恩恵がなかなか感じとれていないという点については、申し訳なく感じています。しかし、患者さんの通院抑制につながっている保険者等の二次点検が必要なくなる仕組みとしても電子請求が必須だと考えています。ところが、その仕組みは柔整業界だけでは作ることができないのも事実です。そのために「保険者或いは行政から信頼される」という種を今蒔いています。そして必死に水を撒き、雑草を除去しています。私は、この改革を進めていけば、必ず業界に大きな果実が実る明るい未来がやって来ると信じています。

そして、業界にしっかりとした基盤ができた後には、会員の元に患者さんが戻って来るようになると思います。我々理事者は、常に会員の為に何をすればいいのか、何を変えなければいけないのか、また会員に何をお願いしなければならないかを考えて組織運営をしていますが、制度改革や電子請求については、会員だけではなく東京都民、我々が活動する地域に暮らしている地域住民のためにこそ必要なものだと確信しています。そして、公益社団法人の役割が個人契約者にも正しく理解され、入会希望者が増えて、業界が纏まっていく未来に繋げたいと考えています。

司会：伊藤会長、三橋副会長、新井副会長、今日は、会員には普段見えない交渉の裏側や、業界改革の意味・進捗状況と方向性などを会員に伝えることができ、会員は近未来への希望を持つことができたのではないかと思います。本日は長い時間、ありがとうございました。（𝄞）

【表紙解説】

今回は本誌が「創刊 50 号」の記念ということで、表紙には大きく「50」の文字を刻んだ。ここに至るまで、実に 16 年もの歳月が流れた。

しかし、ここは到達点ではない。ここから先も、柔整業界の行く先を示し続けるコンパスの使命は、決して終わらない。そこで、背景を真っ白に染め、今一度原点に戻り真っ新な気持ちで、次なるタームを迎えたいと思う

また、記念の「５０」の文字からは、今後進められる「電子請求」をはじめ、「オンライン資格確認」等の柔整のデジタル化が進化どころか、さらに新しい状態を目指し続ける「新化」となるようにと、立ち止まることを許さない意図を込めて信号を全て「青」に染めた。さらなる新化はここから始まると言ってもいいだろう。会員には改革の実感がわかないという意見も多い。それでも、柔整丸の行く先を照らす「広報誌コンパス」はその先を見続け、そこに何があるのかを探し続けていく。（♪）